

家庭から排出される食品廃棄物に占める
食品ロスの調査マニュアル

平成30年 3月

神奈川県ごみ処理広域化推進会議

目 次

1	目的	p. 1
2	本マニュアルの位置づけ	p. 1
3	用語の定義	p. 2
4	現状	p. 4
5	調査方法	p. 8
	(1) 調査概要	p. 10
	ア 調査手法	p. 10
	イ 実施頻度	p. 11
	ウ 調査対象	p. 12
	(2) 調査の主な流れ	p. 18
	ア 試料の採取	p. 18
	イ 試料の調整	p. 20
	ウ 測定分析	p. 22
	エ ごみ質分析を行うに際しての留意事項	p. 23
	オ 結果のとりまとめ	p. 24
6	参考資料 一覧	p. 25

1 目的

食品廃棄物については、平成 27 年 9 月に開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や平成 28 年 1 月に変更された「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、食品廃棄物に関する目標が設定されるなど、その重要性の認識は高まっている。

このような中で、本県では、市町村の意向を受け、神奈川県ごみ処理広域化推進会議専門部会を設置し、市町村と共同で「食品リサイクルの促進について」をテーマに検討を行った。

その検討結果を取りまとめた本マニュアルは、市町村が収集する家庭系の食品廃棄物について、その量を調査するための具体的な手順等を県内で統一することにより、調査を実施したことがある市町村を増やすとともに、食品廃棄物の実態を把握し、今後の食品ロスの削減に取り組むための施策検討の基礎となる情報を収集することを目的としている。

なお、本マニュアルは同専門部会での検討結果を踏まえて作成したものであるが、今後、必要に応じて内容の見直しを行っていく。

2 本マニュアルの位置づけ

本マニュアルは指針であるため、他の方法により調査を実施することを排除するものではない。

3 用語の定義

(1) 食品廃棄物と食品ロスについて

ア 「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいう。

イ 「食品廃棄物（厨芥類）」とは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律で定める、食品が食用に供された後、又は食用に供されずに廃棄されたものや食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもので有価物以外のものをいう。

ウ 「調理くず等」とは、野菜の皮や魚の骨等の通常食べずに廃棄するものをいう。

エ 「食品ロス」とは、売れ残りや期限を超えた食品、食べ残しなど、本来食べられたはずのものが廃棄されたものをいう。

オ 「直接廃棄（手付かず食品）」とは、消費期限・賞味期限切れ等により食卓にあがらずに廃棄されたものをいう。

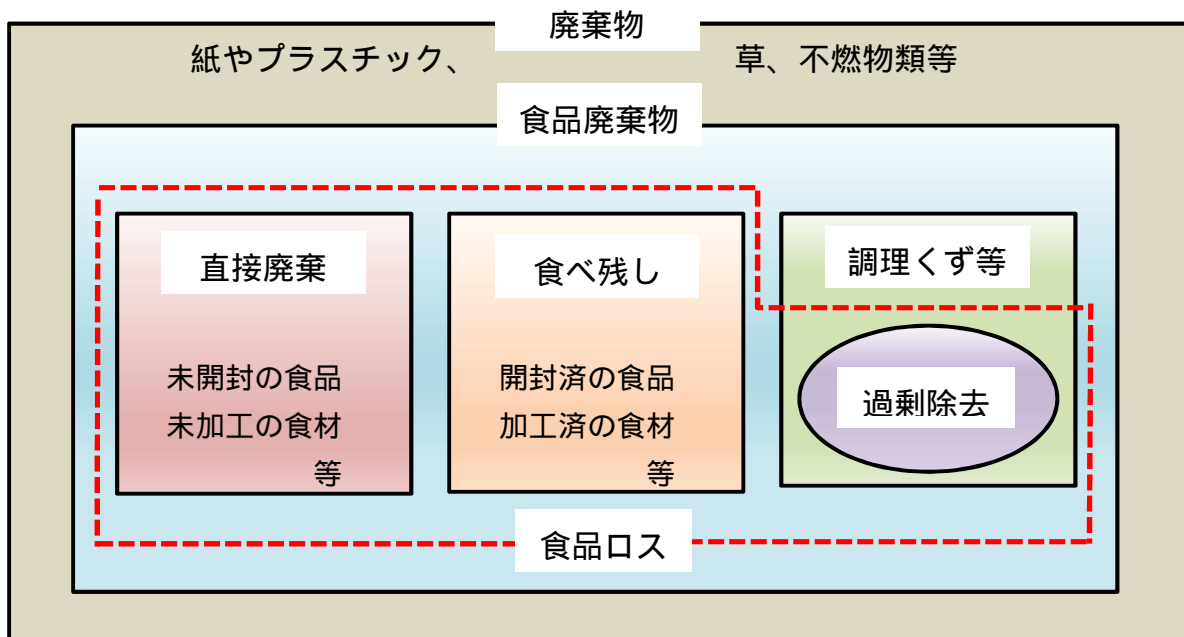
（例：未開封状態のお菓子（個包装含む）や調理加工されていない野菜など）

カ 「食べ残し」とは、食べきれずに廃棄されたものをいう。

（例：開封状態のお菓子や調理加工された野菜など）

キ 「過剰除去」とは、調理過程等により、本来食べられる部分まで過剰に取り除いてしまったものをいう。

〔図1〕食品廃棄物と食品ロスとは



(2) 家庭系ごみについて

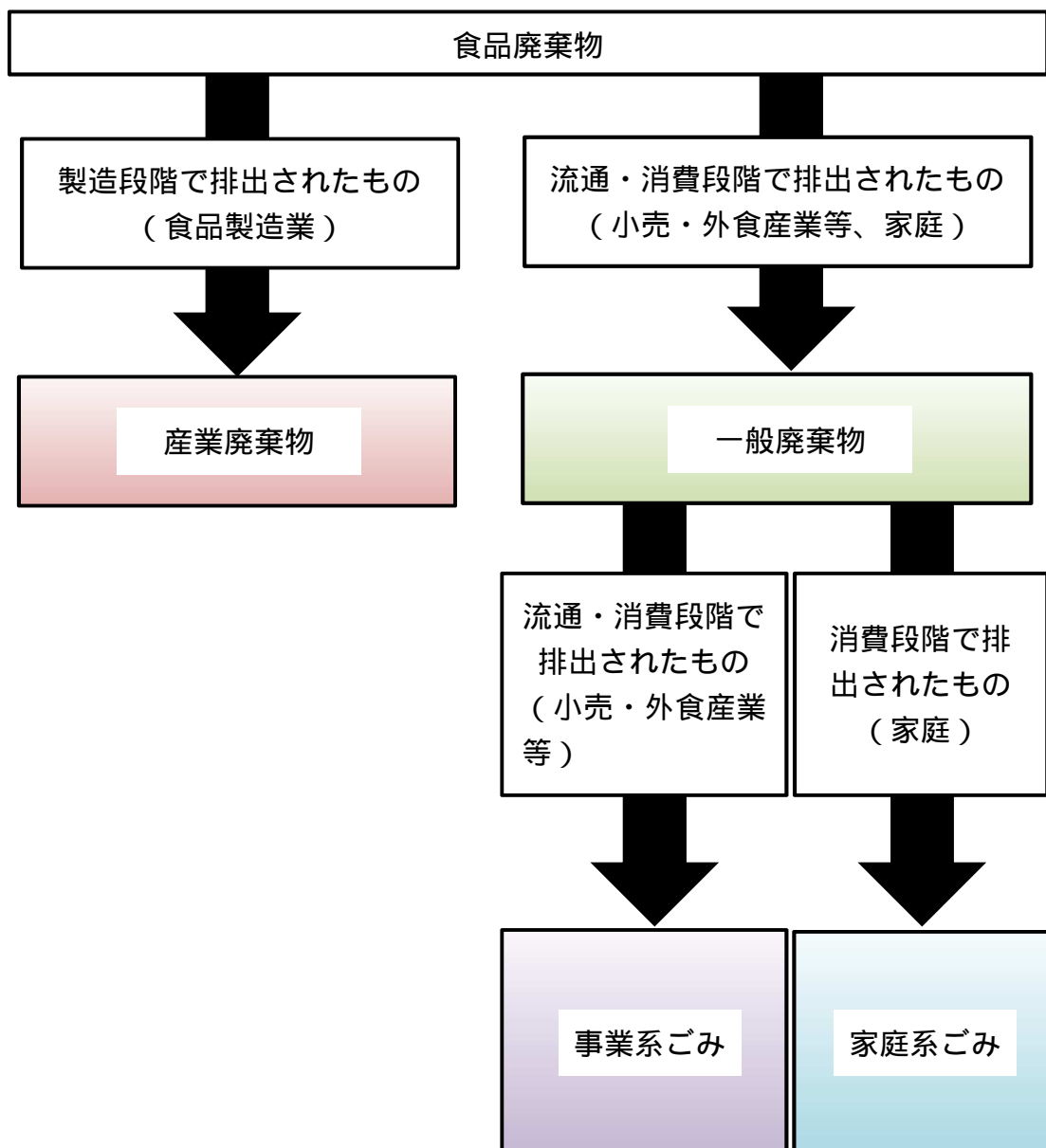
ア 「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物をいう。

イ 「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

ウ 「家庭系ごみ」とは、一般廃棄物のうち、生活する過程で発生する廃棄物をいう。

エ 「事業系ごみ」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、「産業廃棄物」に含まれない廃棄物をいう。

〔図2〕家庭系ごみとは



4 現状

(1) 県内の食品廃棄物・食品ロスの排出状況

県の平成 27 年度の発生状況は環境省が公表している「平成 28 年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査報告書」の割合で推計すると次のとおりとなる。

平成 27 年度 県の食品廃棄物・食品ロスの発生量（推計）	
混合ごみ及び可燃ごみ収集量（生活系）に対する食品廃棄物発生量	445,883t
食品廃棄物発生量に対する食品ロス発生量	151,154t
直接廃棄	46,372t
過剰除去	49,493t
食べ残し	55,289t
（推計するのに使用した数値等）	
実態調査報告書で公表されている割合	
家庭系収集ごみ（粗大ごみ除く）に対する食品廃棄物の発生量の割合	30.8%
食品廃棄物に対する食品ロス量の割合	
直接廃棄	10.4%
過剰除去	11.1%
食べ残し	12.4%
平成 27 年度 神奈川県 一般廃棄物処理事業の概要	
混合ごみ及び可燃ごみ収集量（生活系）	1,447,672t
直接搬入量は含まない。	

(2) 県内の食品廃棄物・食品ロスの調査の実施状況

県内では、家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合を調査したことがある市町村は 33 市町村中 9 市町となっており、多くの市町村が食品ロスの排出状況を把握できていない状況となっている。

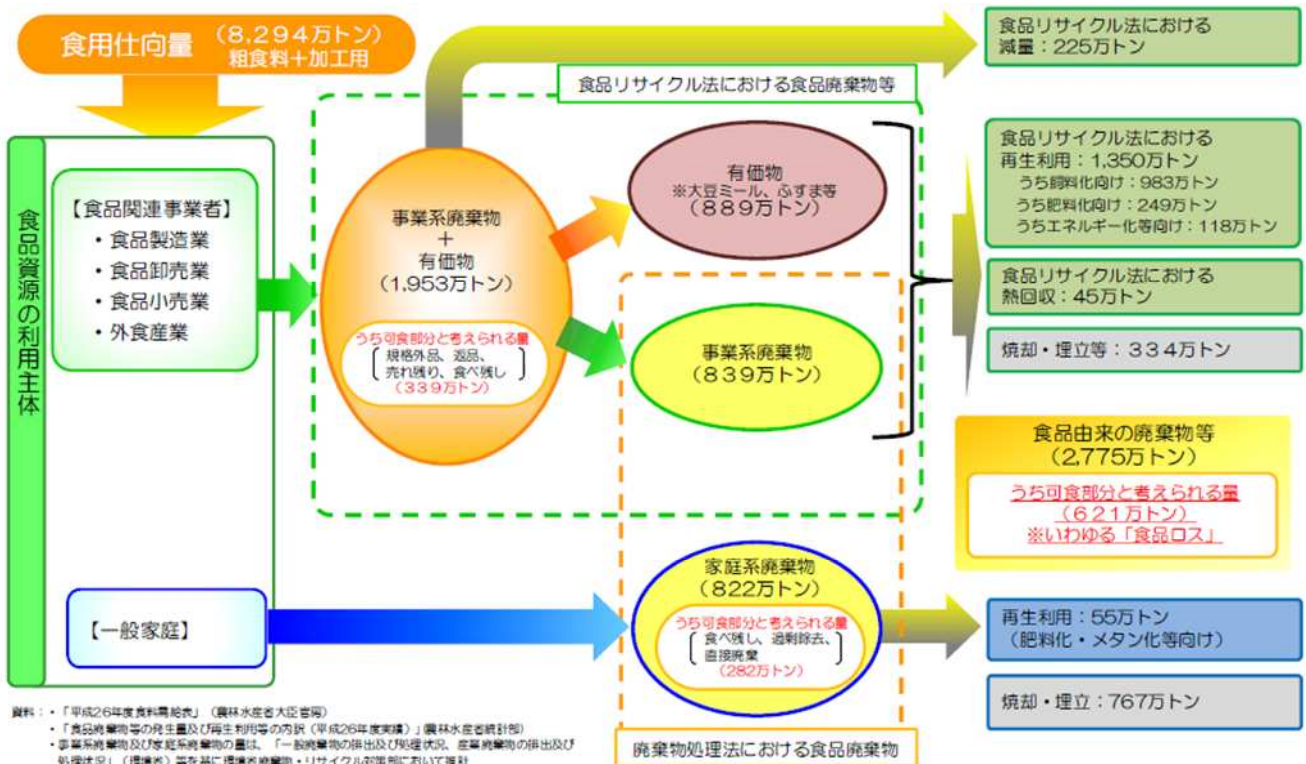
平成 29 年 8 月 3 日付けアンケート結果
横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、大和市、伊勢原市及び愛川町の 9 市町が家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合を調査したことがあると回答した。

(参考1) 全国の食品廃棄物・食品ロスの発生状況

平成26年度の日本国内における年間の食品廃棄物発生量は1,661万t(有価物を除く。)となっており、そのうち、食品ロスは621万tとされている。これは日本人一人当たりで換算すると”お茶碗1杯分の食べ物”が毎日捨てられている計算となる。

なお、家庭からの食品ロス発生量は食品ロス全体の約半分にあたる年間282万tとされている。

〔図3〕食品廃棄物等の利用状況等(平成26年度推計) <概念図>



資料：「平成26年度食料需給表」(農林水産省大臣官庁)
 ・「食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の内訳(平成26年度実績)」(農林水産省統計部)
 ・事業系廃棄物及び家庭系廃棄物の量は、「一般廃棄物の排出及び処理状況、産業廃棄物の排出及び処理状況」(環境省)等を基に、環境省廃棄物・リサイクル対策部において推計
 ・「平成28年度食品廃棄物の再生利用等に関する実施状況調査等業務報告書」(環境省調査報告書)
 注：事業系廃棄物の「食品リサイクル法における再生利用」のうち「エネルギー化等」とは、食品リサイクル法で定めるメタン、エタノール、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂及び油脂製品の製造である。
 ・ラウンドの關係により合計と内訳の計が一致しないことがある。

(出典：環境省ホームページ公開資料)

(参考2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

平成 28 年 1 月 21 日に変更された「廃棄物の減量その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、平成 30 年度を目標年度とする食品ロスに関する新たな目標が定められた。

家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数について、現状（平成 25 年度 43 市町村）に対し、平成 30 年度において、200 市町村に増大させる。

また、食品廃棄物に関する地方公共団体の取組については、次のとおり示されている。

環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等を地域の実情に応じて促進するため、民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において適切に位置付けるよう努めるものとする。

(参考3) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

平成 27 年 7 月 31 日に定められた「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」では、地方公共団体の取組について、次のとおり示されている。

地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、地域における食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等の連携を図ること等により、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

特に、市町村は、管内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する者として、環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等が地域の実用に応じて促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、家庭から発生する食品廃棄物の発生の抑制及び食品循環資源の再生利用等についても同様に、市町村が中心となって、その促進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(参考4) 世界の食品廃棄物・食品ロスの排出状況

国際連合食料農業機関（FAO）の要請により、スウェーデン食品・生命工学研究機構が2010年8月から2011年1月に実施した研究では、世界全体で人の消費向けに生産された食料のおおよそ3分の1、量にして年間13億tが廃棄されていると結果が報告された。

（出典：世界の食料ロスと食料廃棄）

(参考5) 持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年9月に開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に2016年から2030年までの国際目標「持続可能な開発目標（SDGs）」が設定された。これは、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されており、食品廃棄物に係る目標が次のとおり設定された。

ゴール12 [持続可能な生産と消費]

持続可能な生産消費形態を確保する。

ターゲット12.2

天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。

ターゲット12.3

小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

ターゲット12.5

廃棄物の発生防止、削減、再生利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

5 調査方法

(1) 調査概要

ア 調査手法【p.10】

昭和52年11月4日付け環整第95号「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」（以下「環整第95号別紙2」という。）記載のごみ質分析方法をベースに、本マニュアルに沿って実施すること。

調査主体：各市町村

イ 実施頻度【p.11】

○ 原則年4回以上実施すること。

ウ 調査対象【p.12】

調査対象：家庭系可燃ごみ

分類：「直接廃棄（手付かず食品）」・「食べ残し」・「調理くず等（食品廃棄物）」の3分類

（ 「過剰除去」は分類しない。
ただし、別途推計を用いて把握すること。 ）

(2) 調査の主な流れ

ア 試料の採取【p.18】

ステーションや収集・運搬車から「家庭系可燃ごみ」を最低でも 100kg 以上採取すること。



イ 試料の調整【p.20】

試料の調整は、採取した試料の外袋を破袋する前に行うこと。

試料を縮分する場合は四分法に準じてごみ質が偏らないように外袋のまま最低 4 つに分け、重さ等が平均値に近いものを調査の試料として採用すること。



ウ 測定分析【p.22】

調査の試料として採用した試料の外袋を破袋し、「(1) 調査概要 ウ 調査対象」に記載した調査対象物を調査すること。

計量の際は、食品の容器包装等を破袋し中身のみを計量すること。



エ ごみ質分析を行うに際しての留意事項【p.23】

環整第 95 号別紙 2 に記載された留意事項を遵守すること。



オ 結果のとりまとめ【p.24】

調査を実施した市町村は調査結果を「参考資料 1 食品ロス発生量調査 結果報告書」によりとりまとめること。

県は市町村の調査結果を受けて、県の割合を算出すること。

各項目の詳細については、10 ページから 25 ページで説明しているので、参照すること。また、調査を実施する際は、各項目の【留意事項】まで確認した上で、市町村の実情に合わせた手法により実施すること。

なお、各項目にある作業写真等は調査の実例（横浜市提供）となるので、併せて参考にされたい。

(1) 調査概要

ア 調査手法

環整第 95 号別紙 2 記載のごみ質分析方法をベースに、本マニュアルに沿って実施すること。

調査主体：各市町村

【解説】

廃棄物の組成調査には、組成分析やアンケートなど様々な手法があるが、既に環整第 95 号別紙 2 記載のごみ質分析方法により組成調査を実施している市町村が多数あること及び調査の正確性から、当該ごみ質分析方法をベースに家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合を調査していくこととする。

なお、環整第 95 号別紙 2 は一般廃棄物処理施設の維持管理等について記載されたものであるため、一般廃棄物処理施設を所有している市町村が対象となるが、本マニュアルは食品ロスの削減に取り組むための施策検討の基礎となる情報を収集することを目的としているため、各市町村を対象とする。

【留意事項】

・調査を実施する際は、食品ロスの割合のみを調査することも可能だが、厨芥類の詳細調査としてごみ質の組成分析を同時に行うことが望ましい。

なお、食品ロスの割合を調査する際は、乾分析を行うと乾燥させることで正確な割合が把握できなくなるため、湿分析により実施すること。

イ 実施頻度

○ 原則年 4 回以上実施すること。

【解説】

季節要因による数値変動を極力抑えるため、原則年 4 回以上の実施とする。

調査結果から調査年度の家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合を算出すること。

【留意事項】

・毎年度調査を実施する予算の確保等が困難な場合は、一般廃棄物処理基本計画の改訂時など、食品ロスの削減に取り組むための施策検討にあたり実施すること。

なお、やむを得ない事情により、実施頻度を減らす場合は、夏や冬などの季節要因が大きい時期や大型連休、年末年始などの通常のごみ質と異なる時期を避け、地域の実情を鑑み、外的要因が極力少ない時期に実施すること。

【参考 環整第 95 号別紙 2】

年 4 回以上とする。

ウ 調査対象

調査対象：家庭系可燃ごみ

分類：「直接廃棄（手付かず食品）」・「食べ残し」・「調理くず等（食品廃棄物）」の3分類

（「過剰除去」は分類しない。
ただし、別途推計を用いて把握すること。）

【解説】

「家庭系可燃ごみ」とは、一次処理で焼却を行うための分別収集区分を指す。

各分類については、「参考資料3 家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの調査に係る各分類の判断基準」及び「参考資料5 家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの調査マニュアルQ & A（随時更新）」を併せて参照すること。

また、過剰除去については、過剰除去自体の基準が曖昧であり、調査の実施主体により数値が大きく変動する可能性があるため、調査の際は「調理くず等」に分類し、調査終了後、環境省が公表している割合を用いて推計することとする。

なお、環境省が公表している割合は、直近の「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査報告書」で公表している割合とする。

【留意事項】

- ・「直接廃棄」、「食べ残し」及び「調理くず等」の3分類を調査により把握し、「調理くず等」の内数となる「過剰除去」は「食品廃棄物全体」から推計するため、最終的な調査結果は4分類となる。
- ・調査により把握した「直接廃棄」、「食べ残し」及び「調理くず等」の3分類を合わせたものが食品廃棄物となり、「直接廃棄」、「食べ残し」の2分類及び「食品廃棄物全体」から推計した「過剰除去」を合わせたものが食品ロスとなる。

【計算】

・調査により把握した家庭系ごみに占める上記3分類の割合が次であった場合、家庭系ごみ中の「過剰除去」は、式)のように計算される。

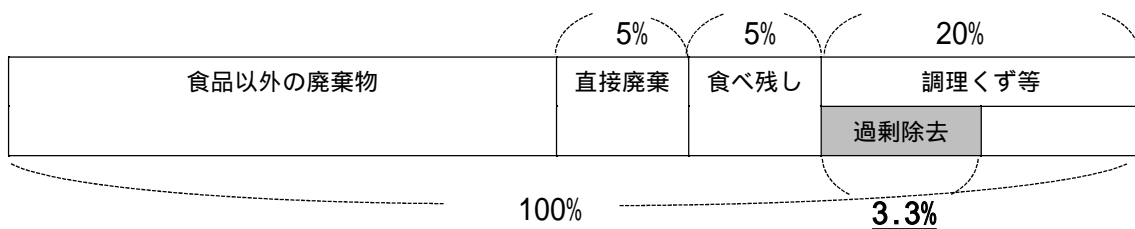
「直接廃棄」：5% 「食べ残し」：5% 「調理くず等」：20%

「実態調査報告書で公表している割合」：11.1%

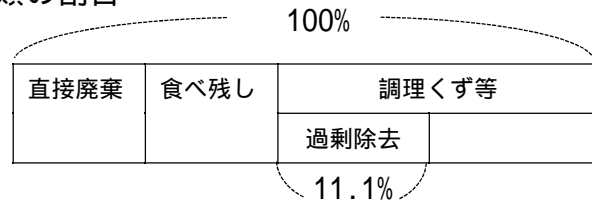
(5+5+20)：(家庭系ごみに占める過剰除去の割合)
= 100：(公表割合 11.1)となるから

式) (家庭系ごみに占める過剰除去の割合)
= (公表割合) × (家庭系ごみに占める食品廃棄物の割合) / 100
= 11.1 × (5+5+20) / 100 **3.3%**

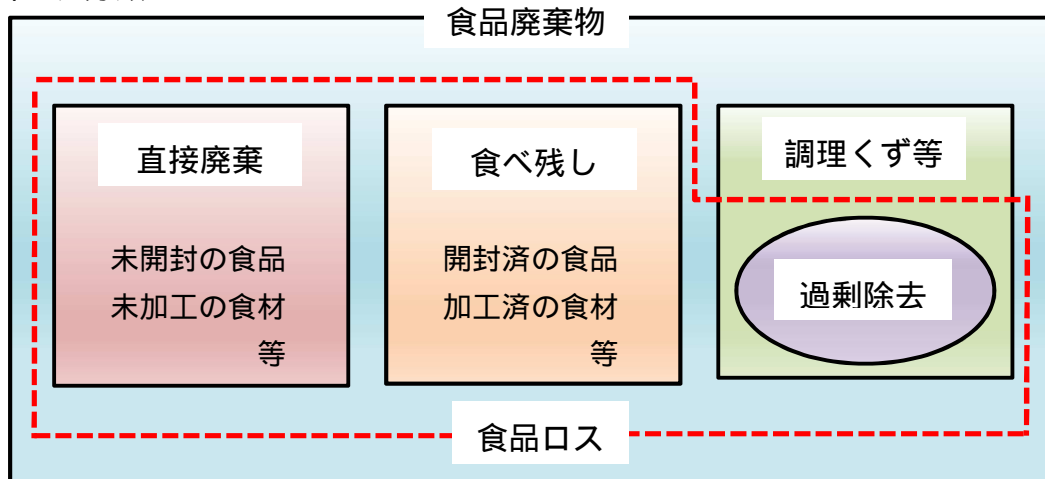
〔図4-1〕家庭系ごみに占める各分類の割合



〔図4-2〕食品廃棄物に占める各分類の割合



〔図5〕分類



部分を調査により把握し、 部分を推計により把握する。

〔図6 - 1〕分類例1



直接廃棄例（外包装は開封済みだが、
個包装が未開封状態のもの。）



直接廃棄例（容器包装されておらず、調
理加工されていないもの。）



食べ残し例（外包装も個包装も開封済で、
内容物が外気に触れる状態のもの。）



食べ残し例（容器包装されておらず、
調理加工されているもの。）



調理くず等例（過剰除去を含む。）



〔 図 6 - 2 〕 分類例 2



直接廃棄例（容器包装されており、未開封状態のもの。）



食べ残し例（外包装が開封済みで、内容物が外気に触れる状態のもの。）



食べ残し例【噛み跡なし】（容器包装されておらず、調理加工されているもの。）



食べ残し例【噛み跡あり】（容器包装されておらず、調理加工されているもの。）

加工食品においては、複数個セットで売られているもののうちの1つなのか、買ったが食べずに排出したものなのか、排出者が手作りしたもののかななどの判断が容易にできないため、参考資料3に基づき判断する（原則未開封のもの以外は食べ残しとなる。）。

〔図6-3〕生鮮食品について



直接廃棄例



直接廃棄例

調理加工されていない状態で（丸ごと）売買されることが一般的な野菜・果物等が調理加工されていない状態で（丸ごと）排出されていた場合は、使用していないことが明らかたため、容器包装の有無に係らず、直接廃棄となる。



直接廃棄例（容器包装されており、未開封状態のもの。）



食べ残し例（容器包装されておらず、調理加工されているもの。）

調理加工（カット等）されているものが排出されていた場合は、調理加工された状態で売買されたものなのか、排出者が調理加工したものなのかなどの判断が容易にできないため、参考資料3に基づき判断する。



直接廃棄例（調理加工されていない状態で（丸ごと）売買されることが一般的な果物で、調理加工されていないもの。）



食べ残し例（皮を剥く行為も調理加工に含まれる。本例は容器包装されておらず、調理加工されているもの。）



直接廃棄例（食用の魚が調理加工されていない状態で（丸ごと）排出されていた場合は、使用していないことが明らかたため、容器包装の有無に係らず直接廃棄となる。）



食べ残し例（食用の魚が調理加工されている状態で排出されていた場合は、参考資料3に基づき判断する。本例は容器包装されておらず、調理加工されているもの。）



直接廃棄例（容器包装されており、未開封状態のもの。）



食べ残し例（容器包装されておらず、調理加工されているもの。）

生肉が排出されていた場合、通常生肉は解体された状態で部位毎に売買されており、容器包装されていなければ売買された状態のまま排出されたものなのか、使用し残りを排出したもののかなどの判断が容易にできないため、参考資料3に基づき判断する。

(2) 調査の主な流れ

ア 試料の採取

ステーションや収集・運搬車から「家庭系可燃ごみ」を最低でも100kg以上採取すること。

【解説】

試料を焼却施設のピット内から採取する場合、家庭系ごみと事業系ごみの分別が不可能であることから、ステーションや収集・運搬車等、家庭系ごみのみを試料として採取できる箇所から採取する必要がある。

試料の量は世帯数やステーション数、収集ルート等の諸般の事情を鑑みて決定すること。

【留意事項】

・試料の採取は環整第95号別紙2に基づき200kg以上を採取することが望ましいが、各市町村において総排出量や世帯数、人口等を考慮し、統計的に十分な結果が得られると判断した量であれば、判断した量を試料として採取することは差し支えない。

ただし、その場合においても、100kg以上は採取すること。

・試料の採取をする際は、パッカー車で収集・運搬を行うとパッカー車内で圧縮されること等により外袋や食品の容器包装等が破袋されることが懸念され、正確な食品ロスの調査ができない可能性があることから、軽トラックのような平ボディ車等により、収集・運搬を行うこと。

・試料の採取をする際は市内複数の区域からバランスよく採取し、ごみ質が偏らないように注意すること。また、ディスプレイが設置されているマンションや小規模な事業所が密集している区域、その他通常の家系ごみと比べてごみ質に特異性がみられる区域から採取した場合は、その旨特記すること。

【参考 環整第95号別紙2】

収集・運搬車からの採取

無作為に抽出した収集・運搬車から1台あたり10kg以上、合計200kg以上を採取する。

ごみピットからの採取

ピット内のごみを十分混合したのち、200kg以上採取する。

〔 図 7 〕 収集・運搬車例【横浜市提供】



調査の際に実際に使用した平ボディ車

イ 試料の調整

試料の調整は、採取した試料の外袋を破袋する前に行うこと。

試料を縮分する場合は四分法に準じてごみ質が偏らないように外袋のまま最低4つに分け、重さ等が平均値に近いものを調査の試料として採用すること。

【解説】

環整第95号別紙2に記載された手順に従うと、試料の調整の際に四分法により、外袋や食品の容器包装等を破袋し、数回縮分した後、組成分析を行うこととなり、手付かず食品や食べ残し等の食品ロスが把握できなくなるため、外袋を破袋する前に試料の調整を行う必要がある。

【留意事項】

- ・試料の縮分をせず、「ア 試料の採取」により採取した試料全量を調査しても差し支えない。また、5つ以上に仕分けて試料の縮分を行っても構わない。
- ・試料の縮分中に外袋や食品の容器包装等を破袋してしまわないように注意すること。
- ・試料を縮分する際は、外袋のまま中身をよく確認し、草・枝葉や土、毛布、古着、金属等が大量に混入しているものなどがあれば、一旦取り除き、最後にそれを細断して均等に加えること。

【参考 環整第95号別紙2】

採取した試料は、乾燥したコンクリート等の床上で、スコップ等よく混合し、袋づめのごみは中味を取り出し、特に大きなものは適当に細分する。

つぎに、試料を十分に混合しつつ、四分法により数回縮分し、試料として5～10kgを採取する。

注) 縮分の途中で、目につく大きな廃棄物(とくに毛布、タイヤ、木竹石油かん等破碎しにくいもの)については、あらかじめ別に取り出しておき、最後にそれを細断して試料に加えることが望ましい。例えば4回、四分法で縮分する場合、2回目終了後に毛布を取り出せば、その毛布は、さらに2回の縮分によって $1/2^2 = 1/4$ に減量されるはずであるから、毛布全重量の $1/4$ を試料に加えることとなる。

〔図8〕試料の調整作業風景【横浜市提供】



試料の調整作業



草・枝葉等を一旦取り除く



計量前に取り除いた草・枝葉等を加えているところ



計測作業（重さが平均値のものを複数個選別し、調査対象の試料とする。）



調査対象としなかった試料をごみピットに投入しているところ（作業後すぐにピット投入できるため、ピット脇で作業することが望ましい。）

注釈：この例では、ステーション4～5箇所（約140世帯分）のごみを集め（総重量400～600kg）、試料として籠5つ分（約150kg/1000ℓ）に縮分している。

ウ 測定分析

調査の試料として採用した試料の外袋を破袋し、「(1) 調査概要 ウ 調査対象」に記載した調査対象物を調査すること。

計量の際は、食品の容器包装等を破袋し中身のみを計量すること。

【解説】

調査している食品廃棄物がどの分類に該当するかは、「参考資料3 家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの調査に係る各分類の判断基準」及び「参考資料5 家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの調査マニュアルQ & A」を参照し判断すること。

【留意事項】

- ・外袋を破袋する際は、食品の容器包装等まで破袋しないように注意すること。
- ・計量の際に破袋した食品の容器包装等は、適切な調査対象物に加えること。

〔図9〕調査風景【横浜市提供】



作業場所風景(ブルーシート2枚分程)



外袋を破袋しているところ



分類作業



計測のために、食品の容器包装等を破袋しているところ

エ ごみ質分析を行うに際しての留意事項

環整第 95 号別紙 2 に記載された留意事項を遵守すること。

【参考 環整第 95 号別紙 2】

試料の採取及び縮分はじん速に行うこと。

水分測定のための乾燥前重量の秤量、試料採取時ではなく他日行う場合は、水分に変動が生じないように密封保存すること。

ピットわきで作業する場合には、転落等の事故が生じないように作業監督者をつけ、安全をはかること。

縮分及びごみの分別等、直接生ごみの触れる作業を行う時は、けがをしないよう、また万一けがをした場合もすぐさま消毒等の応急措置がとれるようにしておくこと。

オ 結果のとりまとめ

調査を実施した市町村は調査結果を「参考資料1 食品ロス発生量調査 結果報告書」によりとりまとめること。

県は市町村の調査結果を受けて、県の割合を算出すること。

【解説】

県で作成した県の割合については、各市町村にフィードバックするので、参考にされたい。

また、県の割合を算出する際は【計算例1】により、算出すること。

なお、併せて「神奈川県 一般廃棄物処理事業の概要（（参考3）生活系可燃ごみ等計画収集量）」から数値を引用し、その量についても【計算例2】により、算出すること。

【計算1】

・調査を実施した市町村が3市町であり、とりまとめた割合が次であった場合、県の割合は式1)のように計算される。

	直接廃棄	食べ残し	調理くず等	過剰除去
A市	6%	7%	23%	4%
B市	4%	5%	24%	5%
C町	5%	3%	19%	3%

・式1) 調査を実施した3市町から得られた割合を平均し、県の割合とする。

	直接廃棄	食べ残し	調理くず等	過剰除去
県	5%	5%	22%	4%

注釈：食品廃棄物以外の項目（紙や不燃物類等）においても同様

【計算例2】

・式1)で算出した割合から量を算出する場合は、式2)のように計算される。

平成27年度 神奈川県 一般廃棄物処理事業の概要

混合ごみ及び可燃ごみ収集量（生活系）	1,447,672t
--------------------	------------

直接搬入量は含まない。

・式2) 4分類の割合を「神奈川県 一般廃棄物処理事業の概要」から引用した数値にそれぞれ乗じ、得られた数値の和を県の量とする。

食品廃棄物 + +	食品ロス + +	直接廃棄	食べ残し	調理くず等	過剰除去
463,256t	157,506t	72,384 t	72,384t	318,488t	12,738t

注釈：食品廃棄物以外の項目（紙や不燃物類等）においても同様

6 参考資料 一覧

参考資料1 食品ロス発生量調査 結果報告書

参考資料2 厚生省通知 昭和52年11月4日付環整第95号別紙2のごみ質
分析方法

参考資料3 家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの調査に係る
各分類の判断基準

参考資料4 調査手順【環整第95号との相違について】

参考資料5 家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの調査マニ
ュアルQ & A

神奈川県

家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの調査マニュアル

平成30年3月 平成29年度神奈川県ごみ処理広域化推進会議

事務局：神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課 指導グループ

電話：045-210-4156

H P：<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0504/>